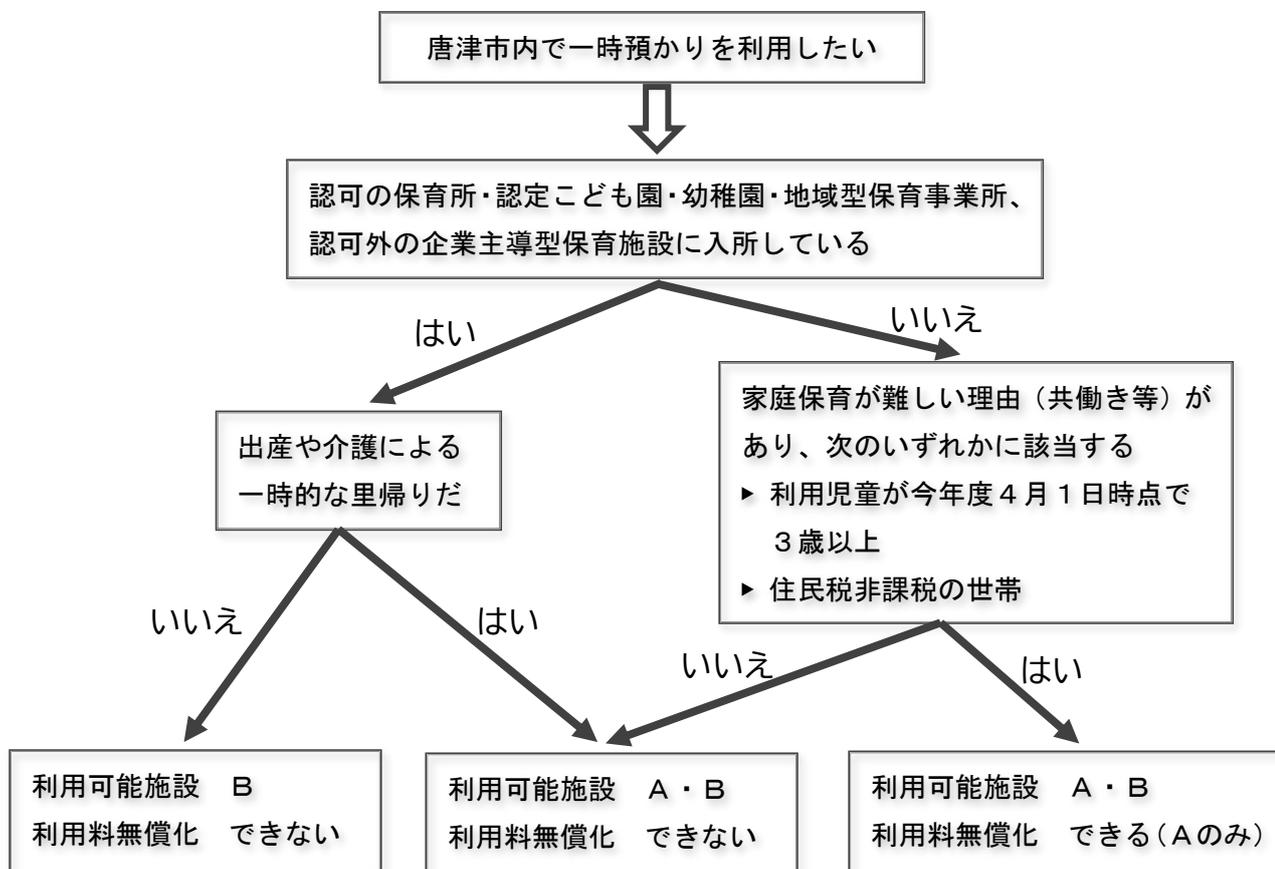


一時預かり事業の「利用可能施設」と「利用料無償化」の判定フロー



◎利用可能施設 A・Bについて

「一時預かり事業実施施設一覧」をご確認ください。  
利用する際は、利用希望の施設へ直接申込みをしてください。

◎利用料無償化について

利用料無償化のためには、一時預かりの利用前に「施設等利用給付の  
認定申請」の手続きをお住まいの自治体へ行う必要があります。  
詳細は、お住まいの自治体の保育担当部署へお尋ねください。

唐津市福祉こども部 児童保育課  
電話 0955-53-8076